

放置自転車撤去業務要領

本要領は、指定管理者が行う放置自転車の撤去に関する方法等について定めるものです。

1. JR鹿沼駅前禁止区域(面積5,600㎡:別紙13) 平成3年5月1日指定

(1) 鹿沼駅前自転車駐車場

① 撤去対象自転車

当敷地内の駐車施設に1ヶ月以上放置されている自転車及び駐車施設以外に放置されている自転車が対象となります。

② 撤去方法

ア 撤去通告書(鹿沼市自転車放置の防止に関する規則第4条:様式第2号)を撤去予定日の1週間前以上に当該自転車に取り付けます。

※市で作成した通告書(別紙14)を使用してください。

イ 撤去日において、アの実施時と同位置にあり、かつ、同通告書が取り付けられたままの自転車を撤去します。

ウ 撤去自転車は、市の所定場所(下水道事務所敷地内)へ保管します。運搬車輛は、指定管理者で用意し、費用負担も指定管理者となります。

※保管にあたっては、1台毎に番号札を取り付けるとともに、識別のため、防犯登録番号、車体番号、色、車体の状況を放置自転車撤去調書(別紙15)に記入します。

※撤去自転車の保管は、番号札順に、整然と並べてください。

③ 報告

撤去後、遅滞なく(10日以内)、放置自転車撤去報告書(別紙16)及び放置自転車撤去調書(別紙15)を市へ提出します。

(2) (1)の自転車駐車場を除く禁止区域内

市で前記1-(1)-②-アまで行いますので、②-イから③までの業務を指定管理者において行います。